

平成21年度監事監査報告

平成22年7月30日

監事 洲崎 宏夫

監事 三幣 利夫

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「機構」と略）は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、第二期中期計画（平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間）の第3年目にあたる平成21年度業務を実施した。監事は、機構の平成21年度の業務に関して、以下に述べる監査の方法および監査の重点をもって、監査を実施した。監査結果として、機構では法令等に則った適正かつ効率的な業務運営が行われていると考えるが、今後とも国民の期待に応えるべく、役職員一体となった更なる努力を継続していく必要がある。

1. 監査の方法

機構の監事監査規程などに定めるところに従い、役員会その他主要会議へ出席すると共に、定期監査等において機構の各部等から業務の実施状況を聴取し、必要な文書・資料の提出・閲覧を求めた他、海外事務所や国内事務所への実地監査を行い、詳細な検討を行った。

また、独立行政法人通則法第38条第2項に規定する財務諸表及び決算報告書については、機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人である、あずさ監査法人から監査報告の説明を受けるなどして、検討を加えた。

2. 監査の重点

(1) 法令の順守状況

各種業務は、関係諸法令及び内部規程に従って適正に実施されているか。

(2) 中期計画及び年度計画

第二期中期計画や平成21年度年度計画に基づき作成された部門ごとの計画と目標は、適切かつ健全に設定されているか、また各種業務は適正に実施され、目標を達成しているか。

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成19年12月に策定された独立行政法人整理合理化計画で指摘された諸事項への対応が図られているか。

(4) 業務運営の効率化と事務の能率化

各種事業・事務の効率化・能率化が図られているか。

(5) 財務の健全性

財務諸表、事業報告書及び決算報告書は適正に作成され、財務の健全性は確保されているか。

3. 監査の結果

(1) 平成21年度決算

平成21年度は、収入が運営費交付金、国庫補助金、国及び民間企業等からの受託収入、業務収入等で構成され、決算ベースでは総額373億5,100万円であった。この内、運営費交付金は233億1,900万円で、予算総額の62.4%を占めている。国庫補助金は38億1,100万円(同10.2%)で、大半が中小企業海外展開等支援事業費補助金であった。受託収入は66億200万円(同17.7%)でその内、62億5,400万円が国からの受託であり、残りの3億4,700万円が民間等からの受託、また業務収入は32億4,700万円(同8.7%)であった。

一方、決算ベースの支出は業務経費が263億5,400万円(支出総額の76.5%)、受託経費が61億9,800万円(同18.0%)、一般管理費が19億400万円(同5.5%)の総額344億5,500万円であった。

会計監査人であるあずさ監査法人からは、機構が提出した貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書等を監査の結果、無限定適正意見の報告がなされており、監事としても同意見である。

(2) 経費の節約と業務の効率化

平成21年度の一般管理費は、平成20年度比3.72%減、平成19年度～21年度における年平均で5.08%減となった。また、平成21年度の業務経費は、20年度比4.76%減、19年度～21年度における年平均で3.97%減となった。いずれも第二期中期目標に定められた

効率化目標（一般管理費は年平均で、前年度比1.0%以上の減、業務経費は同3.0%以上の減）を上回る効率化を達成したが、今後ともコスト削減意識を持って業務を行う必要がある。

また、運営費交付金と中小企業海外展開等支援事業費補助金を合わせた国庫予算は、前年度比0.1%減となっているにもかかわらず、その事業成果は定量的にも、定性的にも増大しており、費用対効果の向上が図られている。

なお、財務的には、国の財政負担によらない収入（自己収入）が、機構による受益者負担の増加に向けた努力にもかかわらず、21年度は13億5,100万円も減少しているが、これは20年度に実施したサラゴサ博覧会等に伴う収入がなくなったことや景気悪化の影響を受けた展示会収入の減少、地方自治体や業界団体の財政逼迫による負担金収入の減少などが要因となっている。

（3）主要業務の実施状況

①対日投資拡大

平成21年度の対日投資案件の発掘・支援件数は、目標（1,200件）を上回る1,295件を達成している。また、外国企業や地方自治体に対する役立ち度も、目標を上回る高い評価を得ている。機構が扱った諸外国からの直接投資案件には、(i) 大きな雇用創出と新たな内需の掘り起こしへの貢献、(ii) わが国における環境・エネルギー産業の集積への貢献、(iii) 外国人観光客誘致への貢献、(iv) 地域経済活性化への貢献、などの経済効果の大きいものが見られる。

②我が国中小企業等の国際ビジネス支援

平成21年度の輸出商談件数は、繊維・ファッション、デザイン・地域伝統産品、機械・部品、食品・農水産品、コンテンツを対象に、54,197件と目標である25,135件を大きく上回っている。この理由としては、併催イベントの実施により展示会の集客効果を上げたこと、出展者への事前相談を実施する等の商談増加のための工夫が行われたこと、補正予算により当初予定に無かった展示会への出展が行われたこと、などが挙げられる。

また、海外から一流バイヤー等を日本に招聘し、全国29箇所で開催個別商談会やセミナーを開催し、中小企業者等との間でマッチングを図っている。さらに、中小企業の関心の高いアジア、欧米に市場開拓ミッションを派遣したり、世界各国に現地マーケットに精通したコーディネーターを配置し、

商談の支援等を実施したりするなど、利用者の役立ち度はきわめて高い。

一方、日本企業の新興市場への進出をサポートするためのビジネスミッションの中国、インド、メコン等へ派遣や、地名や地域ブランド等の商標が中国で抜け駆け出願・登録されている問題で、知的財産権保護のための具体的な成果をあげるなど、中小企業の海外展開をサポートする多くの事業を展開したことで、目標を大きく上回る利用者の役立ち度をあげている。

また、今後の成長分野である環境・省エネルギー、バイオ、ICT（情報通信技術）などの分野において、海外の有力展示会に参加し、我が国中小企業等と外国企業との間で技術提携等のビジネスマッチングを実施しているが、その商談件数、利用者役立ち度ともに、目標を上回っている。

③開発途上国との貿易取引拡大

平成21年度は、TICADIV（第4回アフリカ開発会議）のフォローアップとして、アフリカ産品に対する専門家による品評会を実施したり、日本における専門見本市に出展したりしたことで、自然素材化粧品等が日本市場参入を果たしている。また、同じくフォローアップとして、機構の支援により、アフリカ企業が過去最大の規模でFOODEX2010（国際食品・飲料展）に出展したが、これを通じて日本の業者は商談や成約を進めるとともに、アフリカを有望な食料基地と認識するようになっている。総じて、21年度の途上国との貿易拡大に関する商談件数および利用者の役立ち度は、目標を上回る成果をあげている。

また、日本とアジア諸国とのEPA（経済連携協定）合意に基づく各種の産業協力事業を展開することで、各国の産業育成に協力するとともに、日本とメコン地域諸国の貿易拡大に向けて、物流環境改善のためのワークショップの開催や提言とりまとめなどを行い、途上国での制度構築に貢献している。

④調査・研究等

平成21年度の調査・研究関連のサービスに対する利用者の役立ち度、外部専門家による研究成果の評価、ウェブサイトへのアクセス件数、論文のダウンロード件数、研究所図書館の資料利用冊数など、いずれも、目標を上回っている。また、各種調査・研究活動の成果を活かして、メコン地域経済開発に向けた調査の実施、国際シンポジウムの開催、ERIA（東アジア・ASEAN 経済研究センター）への協力などを行うとともに、日本と諸外国とのEPA締結をにらんだ研究会の開催や関連情報の提供なども実施し、わが国通商政策に貢献している。

さらに、機構に寄せられる中小企業者等からの貿易相談件数は年間8万件を超えるが、輸出相談を中心に、現地の貿易関連制度、経済情報の提供、具体的ビジネスノウハウのアドバイス等をしており、利用者からは大きな評価を得ている。

(4) 独立行政法人整理合理化計画等への対応

独立行政法人整理合理化計画や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で、監事が重点的に取り組むべき事項として指摘された事柄を中心に、監査結果をとりまとめてみると、以下のとおり。

① 随意契約の見直しを含めた入札・契約の状況

- 機構の21年度の随意契約比率は、金額比で9.6%、件数比で9.1%とそれぞれ目標値である金額比9.7%、件数比19.4%を下回り、目標を達成している。
- 締結した契約の状況、随意契約から競争性のある契約方式への移行検討結果等を定期的にホームページで公表している。
- 応札者の範囲拡大のため、国の基準を上回る公告期間の確保、競争参加資格の緩和、業務に即した契約書・仕様書の見直しなどに加え、調達情報のメール配信等を実施している。
- 新たに整備した調達・契約マニュアル等を活用して、職員に対するきめこまかなガイダンスを実施している。
- ◎ 今後は、一者応札・応募の削減に向けてとった各種措置の定着化に取り組むことが重要である。

② 給与水準の適正化の状況

- 機構の21年度の人件費総額は、17年度から始めた給与構造改革に加え、採用抑制、国内外事務所での人員配置の見直し等で121億4,900万円となり、基準年度の17年度に比べ約15億1,500万円の減(11.1%減)と、22年度末に17年度比で5%削減するという目標を大きく上回る削減を行っている。
- 21年度のラスパイレス指数については、地域・学歴勘案で109.6と前年度比1.8ポイント減となっている。また、17年度からの推移で見ても、5.4ポイント減と着実な低下傾向となっている。
- 国と異なる諸手当(扶養手当の一部)を廃止するとともに、人事院勧告を踏まえ自宅にかかる住居手当を廃止している。また、法定外福利費については、互助組織に対する機構からの支出を廃止するこ

とで、加入職員の会費のみで運営する互助組織に変更している。

◎引き続きラスパイレス指数の低減に向け、不断の取り組みを行うことが重要である。

◎今後とも、国民から見て理解が得にくい諸制度が残っていないか、点検を継続することが重要である。

③保有資産の見直し状況

○職員住宅の集約化については、独立行政法人整理合理化計画はもとより、独法を取り巻く情勢等も踏まえ、具体的な検討が行われている。

○ジェットロ会館は、一時休館等もあり利用率は前年度比で下がっている。

◎今後、機構が保有する各種資産の有効活用の検討にあたっては、資産を利用して事業を行うセクションと資産を管理するセクションとが連携して、これに取り組むことが重要である。

④内部統制の状況

○規程整備、自己点検、注意喚起、教育・研修等、各種の措置が講じられている。

○理事長等トップの内部統制に関する意向や姿勢が、職員に分かりやすい形で提示されている。

○コンプライアンスについての、(i)内外事務所による自己点検、(ii)本部からの海外調整センターや主要な国内事務所への出張指導、(iii)海外調整センターによる域内事務所への巡回点検等の頻繁な活動、(iv)監査室による内外事務所への監査頻度の増加など、各種のモニタリング活動が強化されている。

○決裁規程の見直しおよびガイドラインの改正などを通じて組織内部の権限及び職責の明確化に努めている。

○第2回アウトカム向上委員会（年間4回各業務についての目標達成状況や課題、改善に向けた取り組み等を議論。第2回は2009年11月に開催）において、業務の現場における具体的なリスクを抽出するとともに、その対応策を議論するなど、リスクマネジメントに乗り出している。

○会計検査院から不適正と指摘された、補助事業による冊子作成にかかわる経費支払い事案については、再発防止策として、納品検収の厳格化のための規程整備や内外事務所宛の注意喚起等を行っている。

◎不適切な事案が再発しないように、引き続き納品・検収の厳格化を機構内に浸透させていくことが重要である。

◎今後は、内部統制確立のためにとっている各種措置が、総合的・効果的に機能をするよう、全体的な調整を心がけることが重要である。

⑤その他

会計検査院の实地検査や平成21年11月に実施された行政刷新会議による事業仕分けにおいて、意見が表示された、機構が資産として保有する保証金等の金融資産については、改正独立行政法人通則法に基づき施行される予定の政令の規定に則り、国庫に返納する予定にある。

以上